

## 令和6年度京もの伝道師（イギリス）出品募集について

### 1 趣旨

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会は、EUの食品バイヤー向けに京都産食材（以下「京もの」という）をPRする京もの伝道師（EU）事業を行っております。この度、イギリスにおいて、日本食材オンラインショップにおけるテスト販売及び日本食レストラン向け販促活動を実施しますので、出品事業者を募集します。

### 2 事業概要

#### （1）主催

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会

#### （2）実施店舗

Yutaka Shop Online（URL：<https://shop.yutaka.london/ja>）

<店舗概要>

- ・イギリス国内最大規模の日本食材輸入卸会社であるタザキフーズ社（Tazaki Foods Limited、宝酒造インターナショナルグループ）が運営するオンラインショップ
- ・主要顧客：レストランシェフ／個人
- ・売上：60万ポンド（約1.1億円／月）  
※イギリス国内における日本食材オンラインショップ1位
- ・取扱商品：PB商品（米、麺類、醤油等）、日本食雑貨（つまようじ等）  
輸入日本食材（和牛、冷凍魚、冷凍野菜、調味料、酒類、飲料、米、麺類、菓子等）

#### （3）日時

令和7年2月～（予定）

#### （4）内容

- ・Yutaka Shop Online上で「京都特集」を行い、京ものテスト販売を実施
- ・イギリス内日本食レストラン向けサンプリング（商品サンプルをシェフに提供し、試食及びアンケート評価を実施、参加事業者にフィードバック）

### 3 募集内容

#### （1）応募資格

- ア イギリス市場への販路開拓に意欲のある京都府内に本社又は主たる営業所等を有する企業・団体であること（商社を除く）
- イ 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会に入会していること  
※未加入の場合は、以下のHPに掲載の入会申込書により、入会申し込み後に出品申し込みを行ってください。

<協議会 HP>

<http://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/yusyutsu-kyogikai.html>

(2) 対象品目

京都府内で生産された加工食品（但し、イギリスに輸出可能な商品であること）  
賞味期限が 240 日以上（望ましくは 360 日以上）ある常温品に限る

【重要】混合食品の輸出規制について

イギリスでは、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品を「混合食品」と定義し、特別な規制を設けています。イギリスに混合食品を輸出するには、一次生産から加工に至るまでイギリスの求める衛生基準を満たすことが求められます。具体的には、混合食品に使用される動物性加工済原料により、イギリスへの輸出認定国判定要件、動物検疫の有無、政府発行の衛生証明書の有無、イギリス認定施設での加工証明（施設番号）が必要となります。出品商品が以下の規制等について問題がないか予めご確認ください。なお、イギリスは 2020 年 12 月 13 日をもって EU（欧州連合）を離脱しており、EU の規制と一部相違点がありますので御注意ください。

<混合食品の輸入規制、輸入手続き等>

[https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/foods/exportguide/composite\\_products.html](https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/foods/exportguide/composite_products.html)

<英国への混合食品の輸出（EU・英国における農林水産物・食品の輸入規制）>

[https://www.jetro.go.jp/agriportal/online/q\\_a/3f766604e70dd5ab.html](https://www.jetro.go.jp/agriportal/online/q_a/3f766604e70dd5ab.html)

(3) 重点品目

- ・オンライン販売向け商品（調味料・飲料・菓子・米／麺類・酒類 等）
- ・レストランシェフ向け商品（地域の伝統や文化に紐づいた特色ある調味料 等）

(4) 募集企業数

10 社程度

(5) 選考

応募多数の場合は、協議会及び店舗運営者であるタザキフーズ社による書面選考にて決定させていただきます。なお、選考にあたり、WEB 面談をさせていただく場合があります。

(6) 取引条件

タザキフーズ社による買取り（日本国内納品、日本国内決済）

※実際の商取引は、輸出商社（宝酒造インターナショナルのグループ会社）との国内取引になります

※売上好調商品は定番商品化し、継続発注・販売となります

#### (7) 出品条件

- (ア) 日本からイギリスに輸出可能な商品を出品できること
- (イ) 本事業の趣旨に適した商品であること（他府県の名産品等は不可）
- (ウ) 輸出商社が作成するイギリス向けラベル（データ提供）を出力の上、出荷時に貼り付け対応可能なこと
- (エ) 現地での営業に必要な資料（原材料データ、商品写真、商品説明等）を提供できること（日本語で可）
- (オ) 日本国及び現地の法令に違反しないこと

#### (8) 出品者負担

- (ア) 日本国内指定倉庫までの商品配送費
  - (イ) サンプルングを希望する場合の商品サンプル代
  - (ウ) 栄養成分表示等、輸出入・現地販売における各種法令を満たすために必要な検査費用等
- ※出品料は無料です

#### 4 募集期限

令和6年11月7日（木）

※選考結果は11月中にメールにて通知します。

なお、選考の経緯・結果についての問合せや異議申立てには一切応じられませんので、予め御了承ください。

#### 5 今後のスケジュール（予定）

～11月7日：出品の募集

～11月中旬：商品選定

11月下旬～：輸出商社から見積依頼、スペックシート確認、発注など  
必要に応じてWEB等で打合せ

翌1月～：納品・輸出

2月～：販売・サンプルング

#### 6 申込方法

出品申込書（別添様式）に必要事項を記入の上、下記申込先まで、e-mailにてお申し込みください。

#### <申込・問合せ先>

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会事務局 担当：大木

（京都府農林水産部流通・ブランド戦略課内）

電話：075-414-4941

e-mail：ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp